

令和4年2月18日発行

ふるさと納税

ふるさと納税とは生まれた故郷や応援したい自治体に寄附ができ、寄附額のうち2,000円を越える部分について税金が控除される制度です。(収入や家族構成によって控除上限額は異なります。)

控除を受けるためには「確定申告」をするか「ワンストップ特例制度」の適用に関する申請が必要です。

【確定申告が必要な場合(ワンストップ特例以外)】

・昨年1月1日～12月31日までに寄附した自治体が5カ所以上

※同じ自治体に複数回寄附した場合は1ヶ所とカウント

・個人で確定申告を行う必要がある

※個人事業主の方、不動産収入がある、給与所得者(会社員等)で医療費控除や住宅ローン控除等の申告がある場合等

上記に当てはまらなかった方はワンストップ特例制度を利用すれば個人住民税から寄附金控除をしてもらえます。

ワンストップ特例制度の申請期限は『翌年1月10日必着』です。提出期限に間に合わなかった方は**確定申告**を行う必要があります。

また、ワンストップ特例制度を利用した後に確定申告を行う場合は、申告書類にふるさと納税の寄附内容を改めて記入しなければ、ふるさと納税に関する還付・控除は適用になりません。ワンストップ特例申請書を提出済の自治体の分も含め、全てのふるさと納税の寄附金額を再度申請する必要がありますので、申請漏れがないようにご注意ください。

なお、本年より寄附ごとの「寄付金の受領書」に代えて、特定事業者が発行する年間寄附額を記載した「寄付金控除に関する証明書」を添付ができることとされました。

介護保険制度で受けられるサービスについて

介護保険でサービスを受けられる被保険者は、第1号被保険者(65歳以上の方)と第2号被保険者(40歳から64歳まで特定疾患患者で介護認定を受けた方)が対象になります。

その介護保険で受けられるサービスは、居住介護支援・居宅サービス・施設サービス・住宅改修・福祉用具に関するサービス・地域密着型サービスがあります。

その中の住宅改修(例えば部屋・浴室・トイレ・階段等に設置する手すり、玄関においてはスロープ等)については、近年部品の供給が難しくなってきたことを受け、サービス申請が厳しくなっています。今後、介護保険で受けられるサービスにおいてはケアマネージャーと共に早目の対応が望まれます。

早く確定申告するメリット

所得税の確定申告期間は毎年、2月16日から3月15日となっています。令和3年分の確定申告は、2022年2月16日（水）～3月15日（火）です。

いつも確定申告資料の早期収集にご協力いただいておりますが、申告内容を良く検討するための時間が得られる以外にも、早く申告することのメリットについてお伝えいたします。

給与所得者で年末調整をされた方が医療費控除等を受ける場合など、所得税の還付を受けるためにする確定申告は1月1日から可能です。税金が還付される確定申告をする場合、早ければそれだけ早く還付を受けることができます。税務署が繁忙期に入る前に申告すれば、対応が早くなるということです。

もう1つのメリットは、訂正申告ができることです。提出した確定申告の内容や計算に誤りがあった場合、申告期限の3月15日までは、その誤りを訂正した確定申告をすることができます。3月15日を過ぎれば、修正申告または更正の請求をすることになりますが、この場合、延滞税などのペナルティが課されることがあります。

新しい年が始まって、はや2月も半ばを過ぎました。コロナ禍でなにかとご都合もおありでしょうが、資料収集へのご協力をお願い致します。

身代金は経費になるのか

近年、電子取引やリモートワークなどが増加傾向にある中、企業内システムに侵入し、顧客情報や企業機密等を奪い取り、身代金を要求する犯罪が増えています。

企業としては、社内セキュリティの強化やサイバー犯罪保険に加入するなどのリスク管理が必要となり、実際に対策を講じている会社も増えています。しかしながら、メディアで報道されるような大企業などでも一定の被害に合っているのが現状です。

今のところ、日本では被害にあった企業が身代金を支払ったという報道はありません。企業が第一にすることは警察への相談ですが、実際には難しい問題でもあるようです。最も被害が多いアメリカではFBIが「身代金の支払いをしないよう」指導しているにもかかわらず、80%以上の被害企業が身代金を支払っています。しかしながら、身代金を支払ったのち、データが完全に元に戻ることはほとんどないそうです。さらに復旧にかかるコストやサプライチェーンが止まることで、ダメージはより大きくなります。

仮に、企業が身代金を支払ってしまい、犯人からお金が戻ってこなかった場合の経理処理はどうなるのでしょうか。

経費として認めてもらうためには、税務署が「事業継続に必要」と判断してもらうことが重要となります。個々の事情に応じて判断されるので、必ずしも経費になるとも言えません。

「事業に必要な経費」として税務署に認めてもらうためには、事前に税務署や税理士へ相談する必要があります。

